

1 1 安心・安全で，市民生活と調和した「民泊」の実現

誰もが安心して暮らせる市民生活の実現と，宿泊観光の向上の両立に向け，宿泊客と周辺住民の安心安全の確保，及び周辺住民との調和を前提に，地域の実状に応じた「民泊」を推進するため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 条例による独自ルールの策定など，地域の実状に応じた「民泊」の運用を可能とする法制度の構築
- (2) 「民泊」等仲介サイトへの規制・ルール整備や，「民泊」の指導・監督に当たって新たに生じる財政負担への支援

本市が抱える現状とこれまでの取組

1 本市の現状

- (1) 宿泊客の急増、宿泊施設の供給量の不足により、「泊まりたくても泊まらない状況」にある。
- (2) 無許可営業の「民泊」が急増し、無許可施設と周辺住民とのトラブル、安心安全に係る**市民の不安感が増加**している。

2 本市の「民泊」に係る取組

- (1) 「民泊通報・相談窓口」の設置（平成28年7月）
- (2) 警察など関係機関とも連携のうえ、一層の適正化
- (3) 民泊仲介サイト運営事業者に対する掲載施設の所在地情報の提供や無許可施設の掲載削除の協力要請
- (4) 「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」の策定（平成28年10月）
- (5) 「京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱」の施行（平成28年12月）
- (6) 関西広域連合や指定都市市長会に呼びかけ、「地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める緊急要望」を提出

平成28年度旅館業法における無許可営業疑い施設に対する指導状況(平成29年3月末)

延べ通報 等回数※1	延べ現地 調査回数	調査指導 対象施設数	営業者等の特定に至った施設					営業者等の 特定に至っ ていない施 設等※3
			指導を行った施設			旅館業に 該当せず ※2		
			旅館業の 許可取得	営業 中止	指導中			
1,901	2,143	1,159	574	52	300	222	80	505

※1 「民泊通報・相談窓口」及び本市関係機関への通報等があったもの

※2 住居等として使用していたもの

※3 所在地が不明確、運営者が不明などの理由により、必要な指導が行えていない施設数

全国一律での規制緩和が進むと・・・ “住民の安心・安全が損なわれ、「観光公害」といわれかねない”
 “観光客の安心・安全が損なわれると、「観光立国」のイメージが悪化しかねない”
 “「観光立国」「観光による地域創生」のブレーキになりかねない”

要望

市民の平穏な生活と宿泊観光の向上が両立できる「民泊」を進めるためには、以下の取組が必要不可欠！

1 条例等により、地域で柔軟に民泊のルールを設定できるようにすべき

地域住民と調和した観光を実現するためには、家主不在型や集合住宅については禁止し、ホームステイ型については開設運営ルールを設定する等、地域の実状に応じて、住民に対して責任を負う自治体が条例等により柔軟に「民泊」の規制ルールを決められるよう、政省令等で規定すべき

2 仲介事業者への規制・ルール整備や、「民泊」の指導・監督に当たって新たに生じる財政負担への支援

- (1) 宿泊客の利便性向上や「民泊」施設への法令遵守等の対策強化に向けた、新たなルールの整備と仲介事業者に対する厳格な指導が必要
実効的な指導・監督を行うため、仲介事業者が運営するサイトにおける無許可・無届施設の掲載削除をはじめ、施設の所在地や旅館業法及び住宅宿泊事業法上の許可番号・届出番号の掲載等が必要
- (2) 自治体が違法事業者への指導を徹底的に進めるための体制整備への支援が必要

効果

本市において、市民生活と調和した「民泊」を進めることは、全国各地で起こりうる問題の解決方法を示し、豊かな国民生活の実現と「観光立国・日本」の推進に貢献